

北海道

要 請 書

平成 2 2 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

目 次

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| 1 | 消費者の視点に立った消費者行政の推進について | 1 |
| 2 | 地方債の充実及び改善等について | 3 |
| 3 | 寄附金税制の拡充に伴う取扱いについて | 5 |
| 4 | 平成22年度税制改正に伴う各種制度の影響について | 7 |
| 5 | 国政選挙等に係る執行経費の確保について | 9 |
| 6 | 新たな情報通信技術戦略の推進について | 11 |
| 7 | 地上デジタル放送の対応について | 13 |
| 8 | 消防救急無線のデジタル化について | 15 |
| 9 | 準生活交道路線維持費補助基準の維持について | 17 |
| 10 | 北方領土の早期返還について | 19 |
| 11 | 地域医療の確保について | 21 |
| 12 | 医療保険制度の抜本改革について | 23 |
| 13 | 特定健診・保健指導について | 25 |
| 14 | 地方単独事業の実施に伴う国保の国庫負担金減額措置について | 27 |
| 15 | 保険財政共同安定化事業の見直しについて | 29 |
| 16 | 介護保険制度の円滑な運営について | 31 |
| 17 | 認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の強化について | 33 |
| 18 | 障害者自立支援制度等の円滑な実施について | 35 |
| 19 | 発達障害の早期発見・早期療育体制の充実について | 37 |
| 20 | 法定受託事務に係る超過負担について | 39 |
| 21 | 子ども手当について | 41 |
| 22 | 父子家庭に対する福祉施策の充実について | 43 |
| 23 | 「安心こども基金」の継続について | 45 |
| 24 | 公費負担による健康施策支援等の拡充について | 47 |
| 25 | 雇用対策について | 49 |
| 26 | 農業に関する貿易交渉等について | 51 |
| 27 | 戸別所得補償制度の本格実施について | 53 |
| 28 | 農業生産基盤整備事業の促進について | 55 |
| 29 | 林業の振興について | 57 |
| 30 | 水産業の振興について | 59 |
| 31 | 企業立地促進法に基づく支援措置の拡充について | 61 |
| 32 | 中小企業の人材育成について | 63 |
| 33 | 産炭国石炭産業高度化事業の推進について | 65 |
| 34 | 北海道新幹線の建設促進について | 67 |
| 35 | 治水事業等の整備促進について | 69 |
| 36 | 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について | 71 |
| 37 | 港湾施設の整備促進等について | 73 |
| 38 | 空港の整備促進について | 75 |
| 39 | 空港と道路の連携強化について | 77 |
| 40 | 北海道観光の振興について | 79 |
| 41 | 北海道の開発行政のあり方について | 81 |
| 42 | 公共事業の事務費補助廃止に伴う地方負担への措置について | 83 |
| 43 | 循環型社会構築の推進について | 85 |
| 44 | 環境モデル都市の拡充及び新エネルギー導入の促進について | 87 |
| 45 | 施設解体費用に対する財政支援制度の創設について | 89 |
| 46 | 国立大学法人運営費交付金の確保について | 91 |
| 47 | エゾシカ対策について | 93 |
| 48 | 北海道の自衛隊の体制堅持について | 95 |

1 消費者の視点に立った消費者行政の推進について

(要 旨)

近年、国産品、輸入品を問わず食品の偽装表示や悪質商法、欠陥商品による事故など、消費生活の最も基本であるべき安全・安心への信頼が裏切られるような状況が発生しております。

これは国家的な危機管理の問題であり、安全で安心な暮らしの実現は国民の切実な要請であります。

そのため消費者庁が、より一層のリーダーシップを発揮し、地方と一体となって国民の要請に応えるとともに、機能の充実が必要であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 食の安全・安心を確保するため、昆布巻き等の水産加工品をはじめとするJAS法の適用となっていない加工食品の原料原産地表示の対象品目の拡大、輸入食品の監視・検査体制や被害拡大防止体制の充実など早急な総合対策を講じること。

2 地方債の充実及び改善等について

(要 旨)

地方債については、1.1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還の措置が平成24年度まで延長され、地方自治体の公債費負担の平準化が可能になるなど、一定の改善が図られたところであります。

しかしながら、北海道内各都市自治体の財政状況は、依然として公債費比率が高いことに加え、景気の低迷により地方税が大幅な減収となっており、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、各都市自治体では特に公共施設については、延命改修工事や老朽公共施設の解体に財源的に対応できない状況にあります。

つきましては、地方財政の健全性を確保するため、地方債に係る次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 地方債については、平成23年度以降も引き続き、生活関連社会資本等の整備を推進するため、地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金を安定的に確保すること。
- 2 大規模な改修工事には該当しないが、通常の維持管理を超える公共施設等の延命改修工事を起債対象とすること。

- 3 人口減少及び行財政改革等により供用廃止となった老朽公共施設の解体にあたっては、環境の悪化、倒壊の危険性・防犯上の観点から地域住民生活への影響を考慮し、後年次の負担が軽減される等の一定の条件に基づき、行革債のメニューの拡充や特例債の創設などにより起債措置の拡充を図ること。

- 4 第三セクター等改革推進債については、短期的に財政運営を圧迫しないよう、長期の償還計画が可能な枠組みとするとともに、国の財政支援措置の拡充を図ること。

3 寄附金税制の拡充に伴う取扱いについて

(要 旨)

平成20年度税制改正において、「ふるさと」に対し貢献または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方自治体に対する寄附金税制の拡充が図られたところであります。

寄附金の受け入れにあたっては、各自治体においてこの制度を積極的に活用するために、周知・広報に努めているところですが、寄附者の利便性向上を図るため、コンビニエンスストア等で寄附金の収納ができるようにするとともに、申告手続きを簡素化することが重要であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 地方自治体の歳入に係わる寄附金について、収納事務を委託できるようにすること。
- 2 ふるさと納税制度においては、寄付金控除に関する申告手続きの負担軽減等を図ること。

4 平成 22 年度税制改正に伴う各種制度の影響について

(要 旨)

子ども手当の創設・高校の実質無償化に伴い、平成 22 年度税制改正において、所得税・個人住民税に係る年少扶養親族に対する控除及び特定扶養親族に対する上乗せ部分の控除が廃止されたところであります。

現在、国では税制調査会等において、この控除廃止により影響が生じる各種制度について、見直しが検討されているところですが、地方自治体の財政負担にならない仕組みを構築することが必要であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 平成 22 年度税制改正において、所得税・住民税の扶養控除や特定扶養控除が廃止・縮小されたのに伴い、保育料や児童扶養手当など子育て世代を中心としたサービスにおける市民負担が増加することから、地方自治体に財政負担を転嫁することなく、国において適切な負担基準の見直しや激変緩和措置等を講じること。

5 国政選挙等に係る執行経費の確保について

(要 旨)

平成22年7月に行われた第22回参议院議員通常選挙の執行経費については、これまでに比して概算交付額が大幅に削減されたところです。

このため、各市町村においては、人員配置の減や物件費について経費の節減に努めたところですが、今回の概算交付額では対応できない状況が生じております。国会議員の選挙等に要する経費は、地方財政法上、地方自治体が負担する義務を負わない経費であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 国政選挙等に係る執行経費については、地方財政法の趣旨に鑑み、大幅な削減を行うことなく、市町村に超過負担を生じないよう所要額を適切に措置すること。

6 新たな情報通信技術戦略の推進について

(要 旨)

国における情報通信技術の推進に関しては、これまで e-Japan 戦略など様々な事業が打ち出されてきており、情報通信のネットワークは、他の公共基盤と同様、産業・社会全般にとって不可欠な活動基盤となっています。

広大な面積を有する北海道では、特に過疎地域などエリアカバーが低水準の地域も多く、現状では必ずしも十分な成果が得られていないことから、光ファイバーによる基盤整備等を通じて、地域の安全・安心の確保、産業の活性化、地域振興などの推進を図る必要があります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 新たな情報通信技術戦略の推進にあたっては、条件不利地域における携帯電話の不感地域の解消や未整備であるブロードバンド環境等の情報通信基盤について、ユニバーサルサービス制度の位置づけとし、市町村の負担を求めることなく、基盤整備を図ること。
- 2 条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、通信事業者に無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差の解消を図ること。

7 地上デジタル放送の対応について

(要 旨)

平成23年7月に地上デジタル放送へ移行となりますが、北海道における地上デジタル対応世帯は、平成22年3月末で83.6%であり、移行時まで全世帯が対応できるかが大きな課題となっております。

また、ビル陰等にかかる共聴施設への対応が懸念されるほか、市町村別ロードマップにおける「新たな難視聴世帯」に対応する施設整備が急務となっております。

つきましては、広域分散型の地域社会により構成されている北海道の実情から、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 地上デジタル放送完全移行までに、これまで取り組んできた視聴者等への周知や難視聴対策などのほか、新たな難視聴世帯やビル陰等にかかる共聴施設への対策、低所得世帯への専用デジタルチューナー設置の拡充など、全ての国民が等しく地上デジタル放送を受信できるよう、国が万全の対策を講じるとともに、引き続き必要な予算を確保すること。

また、共聴施設等の環境整備にあたっては、住民負担の格差が生じないように、国において必要な対策を講じること。

8 消防救急無線のデジタル化について

(要 旨)

消防救急無線のデジタル化については、国の通信政策により、平成28年5月末までに移行することとされています。

この移行にあたっては、従前の無線機器を全面的に更新しなければならないなど多額の整備費用が必要となり、厳しい財政状況が続く、市町村にとって大きな負担となっております。

つきましては、消防救急無線のデジタル化を円滑に推進するため、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 消防救急無線のデジタル化に伴う整備については、多額の費用がかかることから、国の責任において新たな補助金を創設するなど、更なる財政措置を講じること。
- 2 消防救急無線の広域化・共同化推進事業については、各自治体の理解と協力を得られるよう努めるとともに、各自治体の意見を十分に反映すること。

9 準生活交通路線維持費補助基準の維持について

(要 旨)

地方バスは、過疎化や少子化の進行、自家用自動車の利用等により利用者が減少し、路線を維持することが厳しい状況であります。地域住民、特に高齢者や高校生等の交通弱者にとっては通院、通学など日常生活において必要不可欠なものであります。

つきましては、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている路線を維持するため、準生活交通路線に対する補助制度の見直しにあたっては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 準生活交通路線に係る補助基準について、循環系統に係る路線長10km以上の現行基準を維持すること。

10 北方領土の早期返還について

(要 旨)

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方四島の返還実現は元島民はもとより全国民の多年にわたる悲願であります。

これまでも領土の返還促進運動を展開しておりますが、様々な課題が山積し、未だ解決に至っておりません。

忘れることの出来ない、道民の命を失う銃撃・だ捕事件の発生や、返還要求運動の中心を担ってきた元島民の高齢化も進んでいることから、一刻も早い領土返還に向けた戦略的環境づくりのための事業等を推進することが必要であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- 2 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- 3 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの交流等事業を着実に推進すること。
- 4 北方領土周辺海域における安全操業の実現について万全を期すこと。

11 地域医療の確保について

(要 旨)

都市自治体においては、官民をあげて地域医療の確保に努めてきたところではありますが、卒後臨床研修制度の影響や開業医志向の高まりなどにより、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が進行しております。

特に自治体病院等では、医師確保が極めて困難な状況にあり、診療科の休止・診療日数削減や入院患者の受け入れ停止、分娩中止など、医療サービスの提供が危機的状況になっております。

国においては、これまでの緊急医師確保対策をはじめ、医師不足の解消や地域医療の再生に向けて取り組んでいるところですが、医師不足等の問題解消には時間を要することもあり、依然として大きな課題となっております。

つきましては、都市自治体としては、引き続き自ら地域医療の確保に努めることはもちろんであります。地域医療を担う医師の確保・養成等、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 産科医・小児科医等をはじめとする医師、看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、国の主要施策である「地域医療の再生」等を実効あるものとし、地域が必要とする医師等の養成に向けた取組みを着実に推進すること。

また、臨床研修医制度の導入による影響をふまえた医師不足地域での一定期間の勤務の義務付けなど、地域医療の確保につながるよう早急に制度の改善を図ること。

2 自治体病院をはじめ公的病院については、地域の実情に応じた医療が確保できるよう、十分な財政措置を講じること。

3 救急医療体制を担っている初期、2次、3次の医療機能を十分発揮できるよう、必要な指導・調整を行うこと。

4 道の自治体病院等広域化連携構想及び医師確保対策について

自治体病院等の再編・ネットワーク化の推進にあたっては、引き続き道がリーダーシップを発揮すること。

また、今後予定されている各地域の検討会議等においても地域医療を確保する立場で積極的に役割を果たし、自治体間の調整等に努めること。

医師の確保については、地域の医療機関への医師派遣体制をさらに推進する等、より一層、実効性のある各種対策を強力に進めること。

看護師、助産師及び診療放射線技師など医療専門技術者が不足している地域に対する具体的な地域偏在化是正対策を講じること。

12 医療保険制度の抜本改革について

(要 旨)

我が国における医療保険制度は、高齢社会の急速な進展等により、老人医療費が増大する一方で、低経済成長への移行等によって、保険料収入は伸び悩み、その収支に不均衡をきたすなど、各医療保険制度とりわけ国民健康保険は厳しい財政状況に置かれております。

国においては、現行の後期高齢者の医療制度を廃止の上、平成24年度末を目標として、新たな医療保険制度を創設することとしております。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 後期高齢者医療制度に代わる高齢者医療制度改革の検討にあたっては、現行制度が一定の定着を見ていることから、被保険者をはじめ現場に大きな混乱が生じることがないように、市町村の意見を十分聞くこと。

また、医療保険制度については、すべての国民を対象とする一本化を実現するべきであり、その過程においては国民健康保険を含め都道府県単位の広域化を早急に検討すること。

- 2 新たな医療保険制度に移行するまでの間、次の措置を講じること。

- (1) 国民健康保険については、国保と被用者保険との制度間における財政格差を「年齢構成」及び「所得状況」を要因として調整する仕組みを導入すること。

- (2) 後期高齢者医療の保険料軽減などについては、引き続き地方に負担を転嫁することなく、国が責任をもって対応すること。
- (3) 後期高齢者に対する保健(健診等)事業については、財政支援の充実に努めること。
- (4) 被用者保険の被保険者及び被扶養者が漏れなく、後期高齢者医療制度へ円滑に移行できるよう、広域連合と被用者保険者との連携強化について、必要な措置を講じること。

13 特定健診・保健指導について

(要 旨)

特定健診・保健指導は、生活習慣病の予防を通じて医療費削減を目指し導入されたものであり、国は平成25年度末までに、市町村国保においては健診65%、保健指導45%の実施率を目標としております。

その実施率の達成状況により、各保険者が負担する後期高齢者支援金の加算・減算を行うこととなっておりますが、市町村国保の被保険者は低所得者や高齢者の占める割合が高いことなどから、他の保険者のような実施率の向上が構造的にできにくい性質を有していることは周知のとおりであります。

市町村国保においては、給付と負担の均衡が著しく損なわれ、財政はまさに危機的状況にある中で、新たな負担増につながる特定健診・保健指導の実施率による後期高齢者支援金の加算・減算措置は、市町村国保の財政をさらに圧迫する恐れがあります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

14 地方単独事業の実施に伴う 国保の国庫負担金減額措置について

(要 旨)

少子・高齢者社会が急速に進展するなかでの少子化対策及び障害者対策は、地方行政推進の重要な柱になっております。

各地方自治体においては、子育て家庭や重度の障害者などの経済的負担の軽減を図る観点から、地方単独事業として医療費の一部負担を軽減・免除する助成制度を実施しています。

しかし、国民健康保険事業に係る国庫負担金の算定においては、地方単独事業として一部負担金を現物給付により支給している場合、全国的に採用されている単独事業であるにもかかわらず、医療費の波及増とみなす国庫負担金の減額がなされており、財政運営上の大きな支障となっております。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 乳幼児等に係る医療費助成の市町村単独事業に対しては、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止すること。

15 保険財政共同安定化事業の見直しについて

(要 旨)

保険財政共同安定化事業については、平成18年10月に施行されており、市町村国保の保険料の平準化と財政の安定化が図られてきたところであります。

平成22年度からは、保険財政共同安定化事業に係る北海道の権限が拡大され、北海道において見直しができることとなりました。

つきましては、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 保険財政共同安定化事業に係る対象医療費の見直しにあたっては、自治体の意見を十分に踏まえるとともに、多額の拠出超過が生じない仕組みとすること。

16 介護保険制度の円滑な運営について

(要 旨)

介護保険制度は、超高齢社会へ向かう我が国において、社会全体による支援体制を確立するため導入されたものであります。

現在、各保険者は介護給付費等の増大により、厳しい財政運営を強いられている状況にあり、制度の持続的かつ安定的な運営の視点に立った対策が急務となっております。

介護保険制度を実効ある真の社会保障制度として定着させるためには、国と地方自治体が十分に協議・調整のうえ、適時適切な措置を講じていくことが必要不可欠であります。

つきましては、介護保険制度の円滑な運営のため、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、調整交付金は別枠とすること。
- 2 国が実施している低所得者対策は、利用料の軽減策が十分ではないことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう見直しを行うこと。
- 3 介護療養病床削減計画の凍結にあたっては、市町村の意見を十分に聞くとともに介護保険料及び地方自治体の財政負担が増大しないよう必要な財政措置を講じること。

- 4 特別養護老人ホームの整備にあたっては、低所得者の負担軽減、さらには高齢者の多様なニーズに対応するため、多床室の整備が必要であることから、地域の実情に応じた柔軟な整備ができるようにすること。

- 5 介護従事者を確実に確保するとともに、介護報酬の一定割合が確実に給与等に反映される仕組みを構築するなど、従事者の処遇改善を図ること。

17 認知症高齢者グループホーム等に係る 防火安全対策の強化について

(要 旨)

本年3月13日に札幌市で発生した認知症高齢者グループホームの痛ましい火災事故により、7人もの尊い命が失われたことは、極めて遺憾なことであります。

この施設につきましては、消防法施行令に規定するスプリンクラー設備の設置基準面積である275㎡よりも小規模であるため、設置が義務付けられておりませんでした。

入居者の安心・安全を図るためには、スプリンクラー等の設置が極めて重要であることから、消防法施行令の見直しが必要であると考えます。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 認知症高齢者グループホーム等においては、すべての施設にスプリンクラー等の消防用設備が設置されるよう、消防法施行令による面積基準を廃止するなど設置基準の見直しを図るとともに、設置に係る交付金交付基準については、小規模施設の負担等に配慮した見直しをすること。

18 障害者自立支援制度等の円滑な実施について

(要 旨)

障害者が将来にわたり、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、障害者自立支援法の廃止や新法の検討にあたっては、持続的かつ安定的な制度の構築が強く求められております。

特に、入・通所施設の新体系への再編や対象となる障害の支給決定基準やサービス支給量などについては、制度の谷間を生じない制度設計が必要となります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 障害者自立支援法の廃止・新法の検討にあたっては、現行制度が一定の定着をみていることを考慮するとともに、身体・知的の重複障害者（児）等の重度障害者の実態に即したサービス充実や、安定的に利用できる環境整備を図り、市町村等の意見を十分に聞き、分かりやすい制度内容とすること。
- 2 障害福祉サービスの利用者負担を応能負担とする等、低所得者に配慮した負担軽減を図り、このことに係る必要な財源措置を国と地方との協議により講じること。
- 3 自治体が実施主体となっていく地域生活支援事業については、障害者に対して適正な施策が継続して実施できるよう、事業実績を評価するなど、必要な措置を講じること。

- 4 国土交通省が定める標準運送約款において、身体・知的障害者と同様に、精神障害者について割引制度を設けること。

19 発達障害の早期発見・早期療育体制の 充実について

(要 旨)

発達障害は、個人により障害の症状、程度が様々であり、早期の発見・療育が必要で、診断には高度な専門性が必要とされます。しかし、現状においては診断が可能な施設や専門医が不足しており、発達障害の発見に時間がかかり、必要な支援が十分にできていない状況であります。

また、子ども発達支援センター等の支援施設におけるスタッフは、保健師や保育士などが多く、十分な支援体制がとれていないところであります。

国においては、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援体制整備事業等を推進しておりますが、専門医の養成や保健師等の人材育成などを進め、早期発見・早期療育体制を充実・強化する必要があります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 発達障害に係る診断・診療が早期に対応できるよう、小児科医・児童精神科医等の専門医の養成・確保を推進すること。

また、保護者等への適切な支援を行うため、保健師、保育士など発達支援に関わる職種の人材育成の観点から、実務研修等を充実・強化するほか、必要な財政支援を講じること。

20 法定受託事務に係る超過負担について

(要 旨)

法定受託事務は、国が責任を負っている事務であり、これに要する経費については、国において確実に財源保証すべきものであります。

しかしながら、この事務のなかには、経常的に超過負担が発生しているものがあり、市町村財政を圧迫している現状にあります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 国民年金事務費交付金については、市町村の超過負担が生じることがないように適正に交付すること。
- 2 生活保護費、児童扶養手当においては基準財政需要額に算入不足が生じていることから、地方自治体の実態に即した基準財政需要額の算定を行い、国の責任において確実に財源措置すること。

21 子ども手当について

(要 旨)

平成22年度に創設された子ども手当については、平成23年度からの本格実施に向け、現在検討が進められております。

このうち、地方の負担分のあり方については、所得税・住民税の扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分等を国と地方で負担調整するものとし、国と地方の役割分担・経費負担のあり方については、地域主権戦略会議等で議論することとされています。

このような中で、平成23年度概算要求においては、平成22年度と同様、地方・事業主負担を含めて予算計上しており、地方との十分な協議がなされていない状況にあります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計にあたっては、地方の意見を十分に尊重し、必要な財源について、国が全額措置すること。

また、システム改修経費をはじめとする事務費・人件費等についても、引き続き、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- 2 総合的な子育て支援策に関しての国と地方の役割分担や経費負担の検討にあたっては、地方に新たな負担が生じることのないようにすること。

22 父子家庭に対する福祉施策の充実について

(要 旨)

父子家庭については、雇用環境の変化などから、母子家庭と同様に育児・教育・家事等の面で大きな悩みを抱えているケースが多くあるにもかかわらず、母子及び寡婦福祉資金や母子家庭自立支援給付金事業等の対象となっておりません。

児童扶養手当については、平成22年8月より父子家庭も支給対象となりましたが、これを契機にさらに格差のない体系的な支援制度の整備が必要であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 母子家庭と同様に、自立に向けた支援の必要な父子家庭についても、経済的支援等を含む体系的な施策の整備充実を図ること。

23 「安心こども基金」の継続について

(要 旨)

平成20年度に創設された「安心こども基金」については、保育所等緊急整備事業をはじめ、子育て支援に大きな役割を果たしております。

同基金は、平成22年度末までの事業とされておりますが、今後も保育所待機児童の解消に向けた対策が強く求められております。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 平成22年度までの時限措置とされている「安心こども基金」については、平成23年度以降も継続するとともに、更なる財源措置の拡充を図ること。

24 公費負担による健康施策支援等の拡充について

(要 旨)

国においては、現在、少子化対策として妊婦健康検査等の公費負担拡充がされておりますが、これらは時限措置とされております。しかし、これらの施策は、安心して妊娠・出産ができる体制づくりを進める観点からは一時的に措置される性格のものではなく、継続的な措置が求められるものであります。

また、細菌性髄膜炎に係るワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種化や脳脊髄液減少症の治療法の早期確立・患者支援施策ほか難病対策の充実など、国民の健康と安全を脅かす事態への対応も求められております。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 平成20年度及び平成21年度補正予算において、臨時・緊急的な措置として拡充された健康施策のうち、少子化対策などとして実施され定着している以下の事業については、一過性のものとすることなく、継続的に十分な財政措置を講じること。

妊婦健康検査の助成

特定不妊治療費助成

女性特有のがん検診の助成

出産一時金の増額措置

2 インフルエンザ菌 b 型 (H i b) 及び肺炎球菌による細菌性髄膜炎については、適切な治療によっても予後不良となる場合が多いなど重篤な疾病であることから、Hib ワクチン及び肺炎球菌 (7 価) ワクチンを予防接種法における定期予防接種に位置づけること。

また、市町村が実施する定期予防接種に対して、十分な財政措置を講じること。

3 子宮頸がん予防ワクチンについては、女性特有のがん対策と位置づけ、早急に定期予防接種とし、適切な接種年齢等の基準を定めるとともに十分な財政措置を講じること。

また、この対策の必要性の普及啓発にあたっては、児童・生徒の理解が十分に得られるよう配慮すること。

4 いわゆる「脳脊髄液減少症」については、早期に診断基準を明らかにし、診断及び治療法を確立するとともに、患者負担軽減を図るため、保険適用するなど患者支援施策を推進すること。

25 雇用対策について

(要 旨)

我が国の経済動向は、一部に回復のきざしがみえるとはいえ、北海道の地域経済においては非常に厳しい状況にあります。

このような中で、緊急雇用対策基金の活用、介護や医療等の分野における雇用創出や新規高卒者等の雇用奨励などの雇用対策を講じておりますが、その環境は依然として厳しい状況にあります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 緊急雇用対策として創設された緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業などの雇用・経済対策については、地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、より弾力的な運用を可能とするとともに、積極的かつ強力に雇用・経済対策を推進し平成23年度以降の継続についても検討すること。

また、平成22年度からの新たな取組みとしての介護・福祉等の分野における再就職・能力開発対策や建設労働者の雇用の確保対策等を着実に推進し、雇用の維持を図ること。

- 2 新卒者の就職状況が極めて厳しい中、新卒者体験雇用事業などの支援強化策を着実に実行し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにすること。

- 3 経済関係団体および事業者等に対し、雇用の維持・確保、内定取消しの防止、社員寮等の継続的使用などへの対応について、更なる指導・要請の徹底を図ること。
- 4 季節労働者対策を進めるため、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大及び建設事業主等の取組みへの支援の充実・強化を図ること。
また、特例一時金については40日の暫定措置を堅持すること。
- 5 職業能力開発促進センター及び地域職業訓練センターについては、特に厳しい北海道の雇用情勢の中で、再就職促進・人材育成など地域に大きく貢献していることを十分に考慮し、引き続き、国の責任においてその機能を維持すること。
- 6 認定職業訓練校への事業内職業訓練運営費補助金については、補助実績を対象経費の2 / 3まで引き上げるとともに、補助基準額の単価アップや訓練生の人数などの補助要件等を緩和すること。

26 農業に関する貿易交渉等について

(要 旨)

北海道の農業は、恵まれた自然と豊富な土地・水資源を生かした生産性の高い大規模で専門的な経営を展開し、我が国最大の食料供給基地として、また、地域を支える重要な基幹産業として大きな役割を果たしております。

しかし近年、輸入農産物の急増、就農者の高齢化による農家戸数の減少や担い手不足の進行などに加え、WTO農業交渉やEPA交渉など、農業を取り巻く環境は極めて厳しく、農業地域の活力低下が懸念されております。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 WTO農業交渉及びFTA農業交渉にあたっては、非貿易的関心事項への配慮など、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持すること。また、上限関税の設定に反対するとともに、重要品目の数を十分に確保するなど、本道の主要産品である米や乳製品、でん粉、雑豆、砂糖等に係る適切な国境措置を確保すること。
- 2 EPA / FTA交渉にあたっては、本道の農産物の生産事情を十分考慮し、米、牛肉、乳製品、小麦、砂糖などの重要品目について例外措置を講じるなど、慎重な対応をすること。
- 3 「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」については、平成23年度以降も継続すること。

- 4 生乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など、畜産・酪農を取り巻く環境が厳しい状況が続くなか、配合飼料の価格安定対策や自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営への支援など、抜本的な経営安定対策を推進すること。

27 戸別所得補償制度の本格実施について

(要 旨)

農業者への戸別所得補償制度については、平成22年度から米をモデルとして実施されておりますが、この実施状況を踏まえ、対象品目、支援内容、加算措置などの検討を行うものとしております。

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施にあたっては、地域農業の特性や実情を反映した制度とするとともに、生産性や品質の向上等への努力が報われ、食料の安定的供給や生産者の所得の安定、生産意欲の維持向上に資する仕組みとする必要があります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施にあたっては、生産者及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、本年度の戸別所得補償モデル事業の十分な検証のもと、北海道農業の経営実態を的確に把握し、畑作や酪農畜産など対象品目の選定をはじめ、真に自給率向上や農業者の経営安定に資する有効な制度設計を図ること。

28 農業生産基盤整備事業の促進について

(要 旨)

北海道の農業・農村は、豊かな自然と広大な土地資源を活かし、生産性の高い専門的な経営を主体に、我が国における安全・安心な食料の安定供給や国土・環境の保全などの面で重要な役割を果たすとともに、北海道経済・社会を支える地域の基幹産業として発展してきました。

北海道においては、これまでの国の施策体系の下で、規模の大きな土地利用型の農業が展開されていますが、これを支えるためには、農業生産基盤整備事業の継続的・安定的な実施が不可欠であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 食料供給力の確保・向上に必要な農地、農業水利施設等の生産基盤整備の実施については、必要な予算枠を確保するとともに、地域の創意工夫を活かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討し、地元負担の軽減について配慮すること。

29 林業の振興について

(要 旨)

森林は、国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有していることから、健全な森林の維持管理が強く求められています。

このような中で我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める豊かな北海道の森林は、重要な役割を果たしております。

豊かな森林を次世代に引き継ぐためには、森林・林業基本計画を着実に推進し、長期的な視野に立った適切な森林の管理を通じて、多面的機能の発揮を促進する具体的施策が必要であります。

また、北海道独自の補助制度である「21世紀北の森づくり推進事業」については、持続的な森林づくりはもとより、自治体の財政負担や森林所有者の費用負担を軽減するうえで、極めて重要な支援制度であることから、制度の継続が必要であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有する森林の整備・保全が必要であることから、森林整備保全事業計画を着実に推進すること。
- 2 「21世紀北の森づくり推進事業」については、平成23年度以降も継続すること。

30 水産業の振興について

(要 旨)

水産業は、食料の確保、特に良質蛋白資源の確保という観点から、我が国にとって極めて重要な産業の一つであります。

しかしながら、世界的な水産物の需要の高まりから、他国との購入競争の激化への対応や水産資源の回復・向上、さらには漁業就労者の減少・高齢化など、解決しなければならない多くの課題を抱えております。

特に、近年のロシアにおける漁業資源管理体制は極めて厳しいものがあり、北海道の漁業に深刻な影響を与えております。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 栽培漁業基本計画に基づき、その実施計画に盛り込まれている栽培漁業海域拠点センターを早期に設置すること。
- 2 水産基本法に則り、漁業及び関連産業の経営安定対策を充実すること。
また、安全・安心な水産物の提供や輸出促進に向け、衛生管理の充実した水産基盤整備の促進並びに流通・加工施設等の整備に対する支援を充実すること。
- 3 WTO交渉における対策を講じること。
(1) コンブをはじめ主要品目に係る現行輸入割当制度を堅持すること。
(2) 水産物に係る現行関税水準を堅持すること。
- 4 ロシア漁業資源管理体制に対応するため、対ロシア漁業外交を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する側面的支援を強化すること。

- 5 昆布巻き等の水産加工品の原料原産地表示を義務化すること。
- 6 産業廃棄物である漁業系廃棄物の処理対策及び資源化に関する調査研究の推進と事業化を促進すること。

31 企業立地促進法に基づく支援措置の拡充について

(要 旨)

北海道においては地域経済の活性化が大きな課題となっており、企業誘致に向け、多くの市が力を注いでいるところであります。なかでも企業誘致を支援している企業立地促進法の指定は、17の地域で受けているところであります。

誘致にあたっては、製造業や情報関連産業などの業種から、機械装置の投資額が大きな負担となっており支援措置の拡充の要請が強く寄せられております。

つきましては、企業立地促進のため、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 企業立地促進法に基づく地方交付税の減収補填措置の対象事業者に、「通信業 - その他の固定電気通信業」を追加すること。

また、機械・装置の減価償却資産についても減収補填の対象とすること。

32 中小企業の人材育成について

(要 旨)

179市町村を有する北海道にあって、中小企業研修機関としては、中小企業大学校旭川校が唯一のものであり、中小企業の人材育成に大きな役割を果たしているところであります。

旭川校は北海道全域から中小企業の経営者・後継者等を受入れ、経営管理や生産管理など中小企業が抱える高度な経営課題について実践的な研修が行われています。

平成22年4月に実施された行政刷新会議「事業仕分け」において、中小企業大学校は見直し・効率化を進めるとされ、「事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる」との評価結果でありましたが、北海道内では民間の研修機関が存在しないことや自治体での受け入れは財政面やノウハウ等から困難な状況にあります。

つきましては、北海道内中小企業の経営基盤強化の観点から、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 中小企業大学校旭川校は、中小企業の経営力や競争力の向上のための人材育成に資する北海道唯一の研修機関であることから、中小企業基本法における国の責務として、引き続き、国や独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営主体となって実施すること。

33 産炭国石炭産業高度化事業の推進について

(要 旨)

国内唯一の坑内掘炭鉱である釧路コールマインでは、平成19年度から「産炭国石炭産業高度化事業」により、海外産炭国の技術者を対象とした受け入れ研修事業、国内技術者の派遣を行い、関係国から高い評価を受けているところであります。

また、将来にわたる海外炭の安定供給確保と研修指導員の技術の維持が期待されるところであります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 「産炭国石炭産業高度化事業」を確実に推進するため、財源の安定的確保と事業の長期継続を図ること。

34 北海道新幹線の建設促進について

(要 旨)

北海道新幹線（新青森・札幌間）は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、「北の大地 北海道」が、その個性を生かし、活力と魅力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

また、東北、北関東、首都圏との文化・経済交流の促進や新産業の創出等、北海道の様々な産業分野へ波及効果をもたらし、北海道の活性化に極めて大きな役割を果たすものであります。

新青森・新函館間の着工により、いよいよ北海道新幹線が北の大地に第一歩を標すことになりましたが、新青森・新函館間の早期開業はもとより、その効果が最大限に発揮される札幌までの延伸は、道民の長年の悲願であります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成を図ること。
- 2 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決及び新青森・新函館間の早期開業を図ること。
- 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務（国鉄清算業務）利益剰余金の活用など、幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

35 治水事業等の整備促進について

(要 旨)

北海道は広大な面積を有し、しかも大雨・豪雪・地震及び火山噴火などの自然災害が多いことから住民の生命と財産を守り、経済活動と生活基盤を確保するため、治水事業等の整備促進は必要不可欠であります。

これまでも、台風や地震により人命、財産はもとより、経済活動及び道民生活に極めて大きな被害が出ております。

つきましては、安全で活力ある国土基盤及び地域生活基盤の形成に向けた治水事業等の充実を図るため、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 大雨、地震などの自然災害に備え、河川事業、砂防事業等について積極的に整備を進めること。

特に、新たに策定された河川整備計画に基づく事業を円滑に推進すること。

- 2 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

36 高規格幹線道路網をはじめとする 道路整備の促進について

(要 旨)

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から市町村道に至るまで中長期的な視点に立ち、体系的かつ計画的に整備されるべきものであります。

北海道は国土の22%という広大な面積を有し、190万都市札幌を擁する道央圏域を中心に100km以上の間隔をおいて、国内の他地域では県庁所在地に匹敵する都市を核にした6圏域が、それぞれ独自の生活経済圏域を形成しております。

このようなことから、地域振興や社会経済活動の活性化を図るためには、自動車交通への依存度が高くなり、更に積雪寒冷などの地域特性もあることから、各圏域間を連携する高規格幹線道路をはじめとした、各種道路の一層の整備促進が極めて重要な課題であります。

しかしながら、北海道における高規格幹線道路の整備は計画路線の約50%にとどまり、札幌を中心とする道央圏を除いてはネットワーク化が十分でなく、地域経済の発展と住民生活に支障をきたしております。

このことから、北海道においては引き続き計画的な道路整備が必要であり、道路財源の確保は重要かつ不可欠な制度であります。

つきましては、北海道の自立型経済を大きく進展させるため、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。
 - (1) 着手している区間の早期完成を図ること。
 - (2) 新直轄方式区間のうち、抜本の見直し区間を早期に着手すること。
 - (3) 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。
- 2 一般国道自動車専用道路整備の重点化・効率化を図ること。
- 3 地域高規格道路の整備促進を図ること。
- 4 一般国道の整備促進を図ること。
- 5 道路の中期計画（北海道版）を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が真に必要としている道路整備が遅れることがないようにすること。
- 6 地方の財政負担軽減に資する「地方道路整備臨時貸付金制度」の維持・拡充を図ること。

37 港湾施設の整備促進等について

(要 旨)

各港湾は、船舶による大量かつ低コストでの交通運輸の拠点として農畜産物の大量輸送、工業製品等の効率的な輸移出入、観光拠点として人と物の交流、さらには大規模災害時における防災機能の発揮など極めて重要な役割を果たしております。

また、経済のグローバル化により、今後、ますます拡大する国際貿易や国内物流において、我が国の物流拠点や備蓄基地を整備していく必要があります。特に地震多発地帯である北海道の港湾においては、耐震強化岸壁の整備を早急に進める必要があります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 北海道の国際的な経済連携を促進するため、海上コンテナなどに対応する港湾機能の高度化を図ること。
- 2 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。
- 3 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・岸壁等の維持管理について、国の支援のさらなる充実を図ること。

38 空港の整備促進について

(要 旨)

北海道は広大な面積を有し、農業をはじめ各種工業製品の生産に加え、豊かな自然を生かした観光産業が主要産業となっており、道内各都市は各種関連事業を積極的に推進しております。

また、北海道は、首都圏や関西圏から遠隔の地にあることから長距離を短時間で結ぶ航空交通は、人的交流や物流の拡大、さらには観光振興においても道内各空港の整備は欠くことのできない重要な基盤整備であります。

特に、新千歳空港については、国内の基幹空港として、また北海道における最大の空の玄関口として重要な役割を果たしており、今後一層の国際化を図るため、滑走路延長などの機能充実に努める必要があります。

つきましては、空港の一層の活用をはかり北海道の自立型経済を発展させるため、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。
- 2 新千歳空港は、長距離国際路線の安定就航が可能な空港となるよう滑走路延長等、空港機能の一層の強化を図っていくこと。

39 空港と道路の連携強化について

(要 旨)

北海道は、首都圏や関西圏から遠隔地にあることから、長距離を短時間で結ぶ航空交通は、人的交流や物流の拡大並びに観光振興において大きな役割を果たしております。

今後、一層長距離を短時間で結び北海道経済を活性化させるため、高速大量輸送が可能な高規格幹線道路と空港を直結し利便性を高めることが必要となっております。

つきましては、空港と高規格幹線道路の一層の有効活用を行い、北海道経済の活性化を図るため、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 新千歳空港と道央自動車道を連結するインター線の整備を促進し、早期供用開始を図ること。

40 北海道観光の振興について

(要 旨)

国は、21世紀のわが国経済社会の発展のために、観光立国の実現は不可欠な国家的課題であるとの認識に立ち、平成20年に「観光庁」を設立し、観光立国実現に向けた取組みを総合的かつ計画的に進めているところであります。

北海道においては、観光産業がリーディング産業として重要な役割を担っているなか、近年では東アジア地域からの観光客が増加しており、特に、中国人の個人観光ビザ発給対象が中間所得層にも緩和されるなど大幅な増加が期待されております。

このような外国人観光客の増加またはリピーターの確保に向けては、様々なニーズに対応した満足度の高い魅力ある観光圏域の創造や滞在型観光地づくりに向けた施策に対する支援の拡充が必要であります。

つきましては、外国人観光客の利便性を高め、北海道全体の国際化及び経済の活性化を促進するため、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

1 多彩な観光資源に恵まれた北海道を国際的にも通用する観光地とするため、必要な措置を講じること。

(1) 財政上、税制上又は金融上の特例的な措置の創設

宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置の創設

航空機燃料税の軽減

特定免税店制度の創設

(2) 外国人の出入国に対応できるよう空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾においては需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

(3) 中国からの定期便の新千歳空港への乗り入れ制限を更に緩和すること。

41 北海道の開発行政のあり方について

(要 旨)

地域主権戦略会議では、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が策定され、続いて平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定する予定となっております。

この様な中で、北海道の開発行政の見直しにあたっては、依然として低迷している北海道経済をはじめ、道路・河川・港湾などの管理や整備、更には防災体制の面からも、地域経済社会に与える影響が極めて大きいことから、慎重で広範な検討が必要と考えております。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 地域主権の観点から、将来に向けた二重行政の解消は進めるべきものであるが、改革にあたっては、地域の声を十分に聞くとともに、一定の移行期間を設けるほか、地域が疲弊することのないよう十分な機能を残すこと。

その際、今後の北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

- 2 北海道がわが国の課題解決に貢献するためには、北海道局という必要な組織体制の存続を含め、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

42 公共事業の事務費補助廃止に伴う 地方負担への措置について

(要 旨)

国においては、直轄事業負担金の見直しに伴い、業務取扱費も見直しの対象とされ、併せて補助事業における事務費補助についても廃止することとされました。

この事務費については地方債で措置できるとされておりますが、起債充当残の一般財源の拠出や後年度の償還経費など、地方にとっては財政負担が生じることになるほか、そもそも直轄事業負担のない市町村については、事務費相当分が新たな負担となるものであります。

つきましては、直轄事業負担金制度の改革に向け、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 直轄事業負担金の見直しに伴う公共事業の事務費補助の廃止については、市町村の負担が増加することのないよう地方債ではなく、事業費で措置するなど必要な財政措置を講じること。

43 循環型社会構築の推進について

(要 旨)

「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル対策関連法が順次施行されたことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への移行を目指した仕組みが導入され、各都市は良好な環境保全に向けた廃棄物行政の担い手として、極めて重要な役割を果たしているところであります。

このような中であって、家電製品をはじめとする不法投棄が依然として後を絶たず、処理費用が市町村の財政を圧迫するなど、制度上の問題も含めて大きな課題が残っておりますが、特に平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、テレビが大量に不法投棄される恐れがあります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 「容器包装リサイクル法」については、拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村と事業者の費用負担及び役割分担のさらなる見直しを行い、現在、市町村が負担している収集、選別、保管などの費用を確実に事業者の負担とすること。

また、上記費用が事業者の負担となるまでの間、市町村の負担が過大とならないよう分別収集及び再商品化に伴う費用について適切な支援措置を講じること。

2 「家電リサイクル法」で回収が義務付けられた対象品目の不法投棄が頻発していることから、これらの処理費用については、国の責任において抜本的対策を講じるとともに、製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制の導入など、不法投棄防止のための適切な制度の改善を行うこと。

また、平成23年7月の地上デジタル放送への移行に伴い、テレビの不法投棄の増加が予想されることから、地上デジタル放送移行の広報とともに適正排出に関する広報活動を強化すること。

44 環境モデル都市の拡充及び新エネルギー導入の促進について

(要 旨)

地球温暖化対策は、国や地方、そして官民を問わず取組んで行かなくてはならない喫緊の課題であります。

新エネルギーの導入や省エネルギーの推進は、市民生活や事業活動などに広く普及が見込まれ、二酸化炭素の排出削減に大きな効果が期待できますが、設備導入の際のコスト高などの課題があり、国や市町村による補助の実施など、導入促進にかかる支援が必要であります。

つきましては、地域における新エネルギー導入や省エネルギー推進の取り組みの拡大に向け、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 低炭素社会を目指す「環境モデル都市」の取り組みの確実な推進に向けて、更なる選定の拡大を行うとともに、各種支援事業における環境モデル都市の優先的採択など支援の拡充を行うこと。
- 2 新エネルギー導入の促進を図るため、市町村が行う高効率給湯器・燃料電池などへの助成制度等の取り組みに対しては、太陽光発電システム・ペレットストーブに講じられている措置と同様、交付金制度の拡充など十分な財政措置を行うこと。

45 施設解体費用に対する財政支援制度の創設について

(要 旨)

新たな施設整備を伴わない産業廃棄物処理施設の解体については、循環型社会形成推進交付金制度の対象となっておらず、また、し尿処理施設等の他の施設においても、国の財政措置がなく、解体費用は市町村の負担となっております。

解体には、一時的に多額の費用がかかるため、厳しい財政状況の中で予算の確保ができずに閉鎖されたまま放置される施設も多くあり、周辺環境への影響などが懸念されております。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 廃棄物処理施設、し尿処理施設等の閉鎖に伴う施設の解体においては、一時的に多額の費用が必要であるほか、防災・防犯上、さらに景観・環境保護の観点からも、このような施設の解体については、市町村の財政負担が軽減されるよう、補助制度の創設や起債措置の拡充等の適切な財政措置を講じること。

46 国立大学法人運営費交付金の確保について

(要 旨)

国立大学は、地域における「知の拠点」として、幅広い人材の育成など我が国の発展の基礎としての役割を果たしているほか、地域の経済・医療・教育・文化の振興に大きく貢献しており、その役割は一層重要なものとなっております。

とりわけ北海道の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続き、道内自治体の財政問題をはじめ、地域医療、地域格差の問題など、乗り越えなければならない難しい課題が山積しておりますが、今後、道内の国立大学が自治体と連携し、課題の解決に向けて果たす役割は極めて大きなものがあります。

つきましては、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 地方の国立大学にあっては、人材養成に加え、「知的創造拠点」として教育・文化・産業・医療の振興など地域における様々な分野での役割を持続的に果たしていることから、運営費交付金のこれ以上の削減を行わないこと。
- 2 北海道の特性を活かした食料供給能力の強化、食の安全管理の推進、食に係わる高付加価値化など、地域資源を活かす研究開発を進めることに対し必要な運営費交付金を措置すること。

また、直ちに効果が見えにくい基礎的・基盤的研究や外部資金の確保の機会が少ない文化系教育系大学等について十分な配慮をすること。

47 エゾシカ対策について

(要 旨)

近年、北海道におけるエゾシカの増加に伴い、被害地域も道内全域に広がってきており、農作物等への被害も著しく増加しているため、エゾシカ対策には広域的な施策が必要とされております。

しかし、鳥獣被害防止特別措置法においては、都道府県に駆除のための権限がないこともあり、広域的で実効性のある対策を講じることができない状況であります。

北海道においては、平成 22 年に「全道エゾシカ対策協議会」を設立し、エゾシカ被害防止緊急対策として駆除事業に対する補助などの取組を行っておりますが、次の事項について適切な措置が講じられるよう強く要請いたします。

記

- 1 エゾシカによる農作物等への被害防止のため、「全道エゾシカ対策協議会」等で十分な協議を行い、広域的かつ実効性のある抜本的対策を構築するとともに、着実に実行すること。

48 北海道の自衛隊の体制堅持について

(要 旨)

北海道はわが国の防衛戦略上重要な位置付けがなされ、国の防衛や災害時の派遣など地域の安全と安心、更には国際的な安全保障環境の構築に大きな役割を果たしております。

現在、国においては、新たな安全保障環境に対応するため、平成22年末を目途として現防衛計画の大綱見直しと中期防衛力整備計画の策定が進められているところであります。

これらの計画の見直しや策定にあたっては、これまで北海道が果たしてきた国の防衛や国際協力等への積極的な支援・協力や北海道の地域経済やまちづくりに与える大きな影響などにも十分配慮し、次の事項について国に対して強く要請しておりますので、北海道においても適切に対応されるよう要請いたします。

記

- 1 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、防衛計画大綱の見直し等にあたっては、現行の体制を堅持すること。